

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口

数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額がわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となりますので、2つの税法上のメリットがあります。

問合先 全国国民年金基金大阪支部
☎ 0120（65）4192

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請が可能です

■電子申請が可能な手続き

①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）、②国民年金保険料免除・納付猶予の申請、③国民年金保険料学生納付特例の申請

※電子申請を行う際には、マイナンバーカードとマイナポータルの「利用者登録」の準備が必要です。

問合先 日本年金機構 ☎ 0570（003）004



国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和4年度（令和4年7月～5年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。（郵送手続きも可）

日本年金機構が前年の所得などを審査した後、結果を通知します。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課 ☎ (275)6241

■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②令和3年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和4年7月分～令和5年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の 簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために、府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が0円の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課☎（275）6392へお問い合わせください。

保険料の決定（本算定）

令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から月割

で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収の口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健康づくり課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りでお納めいただきます。

問合先 健康づくり課

☎（275）6392

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

8月1日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

令和4年度の 地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合先 秘書課
☎（275）6082

高陽 校区

第1区 阪口昌弘
第2区 北田長義
高石綾園住宅 曾根明美
高 南 藤垣理恵
綾園7丁目 明石 進
高石サントウ 大貫まさ子

高石 校区

第3区 木下敏朗
第4区 奥野啓治
第5区 船留眞一
第6区 森 博英
第7区 関 正男
第8区 中尾淳一

加茂 校区

綾井住宅 榎 克彦
三井化学 古家吉朗
綾井南海住宅 服部 武
西取石三丁目 山口忠義
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田 滋
高石D地区 永見 徹

東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 西中 隆
第10区 原野昭夫
第13区東羽衣 鈴木 保
羽衣荘園地区 隈元英輔
東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣 校区

第11区 西川健治
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣

清高 校区

綾井 奥田厚雄
大 園 初田慶信
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 水本文宏
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石スカイハイ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポレーション 小林敬二

取石 校区

土 生 嶋田豪洋
新家 北川年郎
富 木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 川口裕子
新 家 住宅 江江美佐子
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 黒木重利
取石3区 津田雅弘
南 取 石 上月春三
JR 富木社宅 津田義洋
大 歳 船野美和

《連合自治会の役職》

会 長 藤田政明
副会長 森 博英
副会長 西中 隆
副会長 小谷哲夫

会 計 明石 進
会 計 鈴木 保
会計監査 柴田正明
会計監査 譜久山誠

理 事 阪口昌弘
理 事 関 正男
理 事 中尾淳一
理 事 吉田和光

理 事 山路駒子
理 事 古家吉朗
理 事 嶋田豪洋
(敬称略・順不同)

被保険者証が変わります

後期高齢者医療保険の被保険者証は毎年8月に更新となりますが、令和4年度は制度改正により一部の方の窓口負担割合変更に伴い、令和4年7月上旬と令和4年9月上旬の2回送付されます。1回目送付の被保険者証（水色）の有効期限は、令和4年9月30日、2回目送付の被保険者証（黄色）の有効期限は、令和5年7月31日までの5年7月31日までです。

また、現在お持ちの被保険者証（桃色）の有効期限は、令和4年7月末日です。それ以後は使用できないのでご注意ください。なお、新しい被保険者証は、お手元に届いたときから使用できます。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新

後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に発送します。

なお、認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。

これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

一 国民健康保険

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。現在お持ちの高齢受給者証の利用期間は7月末日までとなっています。8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）にお送りします。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険加入者を対象とした「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日が更新時期となり、令和2年度より自動更新になっています。更新後の認定証を7月下旬に発送しますので、ご確認ください。

▼自動更新の対象にならない方

所得の申告がない世帯や滞納のある世帯は自動更新されないため、窓口での再申請が必要です。

※70歳以上75歳未満の方で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」の方は、発行の対象となりません。認定証がなくても限度額が適用となるため、病院の窓口では保険証と高齢受給者証の2点を提示してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

介護保険

介護保険料納入通知書(本算定)を送付します

介護保険料は、令和4年4月1日現在の世帯構成と令和3年中の所得金額に応じて算定しています。保険料と支払い方法は次のとおりです

特別徴収

年齢・退職・遺族・障害年金(老齢福祉年金は除く)を年額18万円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から引き落とし(特別徴収)されます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間(4・6・8月)の保険料を差し引いた額を本徴収期間(10・12月、翌年2月)で徴収します。

普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で収めていただきます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間(4・5・6月)の保険料を差し引いた額を本徴収期間(7月～翌年3月)で徴収します。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6329

各種

ごみの散乱被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。被害を防ぐために、次の対策を心がけましょう。
対策 生ごみを減らす、生ごみが袋の外から見えないよう出す、防鳥ネットやごみ箱を使う。

問合せ 環境政策課

☎ (275) 6266

余った無料普通ごみ処理券と日用品の交換期間を延長します

延長期間 8月31日(水)まで

場所 環境政策課

交換品 無料普通ごみ処理券8～14枚

トイレットペーパー1ロール、15枚(1シート)：トイレットペーパー2ロール、30枚(2シート)：

30リットルのごみ袋10枚

※交換品がなくなり次第終了

持ち物 持ち帰り用袋

問合せ 環境政策課

☎ (275) 6266

百貨店をかたる 偽通販サイトにだまされないで

ネットで「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として格安で売り出される」という広告を見つけ、**通販サイト**にアクセスした。100万円以上もする腕時計が約3万円になっており、大手**百貨店**なので**信用**して注文した。その後、商品は**代金引換**で届き、宅配業者に代金を支払い受け取った。しかし、腕時計は動かず**偽物**だと分かった。

(80歳代 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



©Kurosaki Gen



百貨店が、高級ブランド品を80～90%オフなどの大幅な割引価格で販売することは通常なく、偽通販サイトの可能性があります。価格に惑わされず、怪しい通販サイトにはアクセスしないことが大切です。百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思いません、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。百貨店が注意喚起している場合もあります。代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かっていても返金は困難です。支払い方法が代金引換のみの通販サイトには注意が必要です。注文後に偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等をお願いします。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第415号」から抜粋・イラスト黒崎玄

光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら…

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応することにより生成されるものです。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

予報・注意報が発令されたら、屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内へ入ってください。また、目がチカチカしたりのが痛くなったりした時には、しばらく安静にしましょう。被害に遭われた場合には、和泉保健所または市役所へ連絡をお願いします。

また、府では光化学スモッグの発令情報に関するメール配信サービスやインターネットでの詳細な情報発信を行っています。「府ホームページ」<http://talki.kankyou.pref.osaka.jp/talki/kankyou>

問合せ 環境政策課

☎ (275) 6266

水道水の水質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.82mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02mg/l
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	16.9mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.6mg/l
pH値	5.8～8.6	7.38
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.4mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※令和4年5月採水分

※表の値は、本市の代表的な水質値

※基準値は、水道法が定める値

※mg/lとは、水道水1l中に溶けている物質の重さ

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー、上下水道課の窓口及び市ホームページで閲覧できます。

問合せ 上下水道課

☎ (275) 6426

マイナンバーカードの時間外交付について

交付通知書（はがき）を受け取られた方のうち、開庁時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

日時 7月24日（日）午前9時～正午
場所 市役所（本館1階）

※マイナンバーカードの交付以外のお手続きはできません。

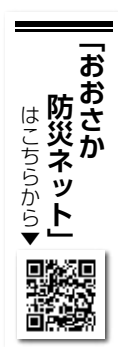
問合せ 市民課 ☎ (275) 6212

「おおさか防災ネット」がリニューアル

住民の皆様には防災情報（気象警報や避難情報など）を提供するホームページ「おおさか防災ネット」をリニューアルしました。地図を活用し、わかりやすく情報発信していますので、ぜひ活用ください。

問合せ 府危機管理室

☎ 06 (6944) 6183



“健幸ポイント事業” 新規参加者を募集します！

毎日のウォーキングや健幸づくりに関するプログラムに参加することでポイントがもらえ、貯めたポイントは商品券等に交換することができます。事業に参加するには説明会への出席が必要です。必ず事前に説明会への申込をお願いします。

参加者説明会詳細

日程・会場

日程	7/23(土)
会場	市役所(別館3階)
時間	①10:30～11:30 ②13:00～14:00

対象 市内在住の20歳以上の方

定員 各回28人 入会料 500円

申込・問合せ 説明会前日までに
スマートウェルネス推進班へ電話申込

☎ (267) 1161

運動時は人との適切な距離を保ちましょう！！



みんないっしょに生きる社会さ

まっぼっくり

「見た目問題」と「ルッキズム」

「見た目問題」とは、生まれつきアザがあったり、事故によるやけどや傷のあとなど、顔を中心とした見た目に症状のある人たちが、社会で直面する問題を意味しています。「見た目に問題がある」ということではなく、「見た目に症状があることで生じやすい問題」のことです。

これまでの見た目問題は、社会的に重要視されず、当事者に対して「気の持ちよう」「誰にでもコンプレックスがある」などの言葉とともに受け流され、当事者の努力次第だと認識されてきました。しかし、これらは、当事者が努力すれば解決するような問題ではないのです。

見た目問題は、社会に根深くある「ルッキズム」によって、多様な見た目を受け入れられない社会側の問題であるといえます。ルッキズムとは、外見至上主義と訳され、外見だけで人物の価値をはかることをいいます。美しさや格好良さが、学校や職場などの人間関係において強い影響力を持ち、見た目が魅力的な人ほど優遇されるような状況を示しています。このルッキズムが、見た目問題を抱える当事

者を生きづらくしているといえます。

日本における見た目問題の当事者は約80〜100万人と考えられています。例えば、生まれつきメラニンという色素を作る機能が損なわれているために皮膚や髪の色素がない、またはほとんどないというアルビノや、何らかの事故で顔や身体に大やけどを負っている、大きなアザに覆われている、先天的に髪が抜けて生えないなど、さまざまな関連症状を抱えた人たちがいます。

多くの当事者は、周囲からジロジロ見られたり、すれ違いざまにひどいことを言われたり、学校では「気持ち悪い」「うつる」と言われていじめられたりしています。また、就職の面接で断られたり、会社で「取引先に迷惑がかかる」と言われたりすることもあります。当事者たちは心に深い傷を負い、自分に自信が持てなくなったり、人とコミュニケーションするのが苦痛になったりするなど、生きづらさを感じています。

また、行政による福祉サービスの対象とならないケースが多

く、相談窓口なども特に無いため、社会から孤立してしまったり、なかには自ら命を絶ってしまう人もいます。

つまり、見た目によって周囲から注目されながら支援の場が少なく、健常者と障がい者の中間的な存在でその狭間で揺れ、内面では孤立することになります。

このような状況でも当事者の中には、自分たちのことを「ユニークフェイス」（固有の顔）と名乗り、外見ではなくその人の個性を尊重しようと活動している人たちがいます。

「たかが見た目のことで、そこまで悩むなんて」という声もしばしば聞かれます。しかし、「もし自分の顔に大きなアザがあったら?」、「もし自分の子どもの顔に目立つやけどあとが残ってしまったら?」と、他人事ではなく「自分ごと」に置き換えてみると、当事者が感じていることの深刻さを理解しやすいかもしれません。

人権推進課 ☎(275) 6279



～寄り添う伴走型支援をめざして～

孤立ゼロ プロジェクト事業

令和3年度の活動報告

294名の訪問サポーターと共に対象の14,363世帯を訪問し、そのうち154世帯について就労支援や介護サービスなどの支援につながることができました。相談内容は、新型コロナの影響による生活困窮や高齢・介護に関する相談など多様化しています。対象世帯で、お悩み事の確認や各種相談がしたい方は、お問い合わせください。



孤立ゼロ プロジェクトとは?

- 行政や福祉団体等と関わりのない世帯を中心に、直接お宅を訪問し、暮らしについての不安や困りごとなどを確認し、支援につなげていく伴走型の支援事業です。

問合先 社会福祉協議会 ☎(261) 3656